温泉分析書別表(浴用)

源泉名 浜坂第2号源泉 1

美方郡新温泉町浜坂字本町 1220 番 2 湧出地 温泉分析申請者 美方郡新温泉町浜坂 2673 番地の1 3

新温泉町長 西村銀三

4 泉質 ナトリウム・カルシウム-塩化物泉

(低張性中性高温泉)

分析結果による療養泉分類に基づく禁忌症、適応症等は環境省自然環境局長通知(平成 26 年 7 月 1日)環自総発第 1407012 号によれば次のとおりである。

【浴用の禁忌症】

一般的禁忌症 病気の活動期(特に熱のあるとき)、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧 血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病

気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、

慢性の病気の急性増悪期。

泉質別禁忌症

該当項目なし。

【浴用の適応症】 療養泉の

一般的適応症

筋肉又は関節の慢性的な痛み又はこわばり(関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、 神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期)、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷 え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下(胃がもたれる、腸にガスがたまるなど)、軽症高血圧、耐糖能異常(糖尿病)、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、 痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状(睡眠障害、うつ状態など)、 病後回復期、疲労回復、健康増進。

きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症。 泉質別適応症

〔入浴上の注意〕

浴用の方法及び注意

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。

- (ア)食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
- (イ) 過度の疲労時には身体を休めること。
- (ウ) 運動後30分程度の間は身体を休めること。
- (エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
- (オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
- (カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の 水分を補給しておくこと。

入浴方法

- (ア) 入浴温度 高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴 は避けること。
- (イ) 入浴形態 心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。
- (ウ)入浴回数 入浴開始後数日間は、1日当たり1~2回とし、慣れてきたら2~3回まで増やしても よいこと。
- (エ) 入浴時間 入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは $3\sim10$ 分程度とし、慣れてきたら15~20 分程度まで延長してもよいこと。

ウ 入浴中の注意

- (ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
- (イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
- (ウ) めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位 置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

入浴後の注意

- (ア)身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30 分程度の安静を心がけること(ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質(例えば酸性泉や硫黄泉 等)や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよ いこと。)
- (イ) 脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日~1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症 状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又 は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

(注) この別表は温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものである。

平成 30 年 12 月 14 日